

# 中央高等豫備校學則

## 學則

- 第一條 本校ハ高等ノ諸學校ニ入學志望者ノ爲メ豫備ノ學科ヲ教授スルヲ目的トス
- 第二條 本校ノ學科ハ修身英語獨逸語國語漢文數學地理歴史物理化學博物圖畫トシ每週ノ授業時間ハ三十時間トス而シテ英語獨逸語ハ生徒ヲシテ其一ヲ擇ハシム
- 但シ事宜ニ依リ學科及ヒ授業時間ヲ増減スルコトアルヘシ
- 第三條 修業期ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル
- 第四條 本校ノ休業日ハ左ノ如シ  
自十二月二十六日至一月七日  
日曜日及ヒ大祭祝日
- 第五條 入學期ハ修業期ノ始トス  
但シ入學期ノ外補缺トシテ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ
- 第六條 入學者ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル
  - 一 中學校卒業生
  - 二 師範學校卒業生
  - 三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定合格證書ヲ有スル者
  - 四 明治三十五年文部省告示第八十二號ニ依リ高等學校ノ豫備試験ニ合格シタル者
  - 五 文部大臣ニ於テ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業生ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタル學校ノ卒業生
  - 六 學歷ニ依リ本校長ニ於テ中學校卒業生ト同等ノ學力アリト認メタル者
- 第七條 入學志願者ハ入學申込書ニ履歷書ヲ添ヘテ教務係ニ差出スヘシ
- 第八條 入學許可ヲ得タルトキハ直ニ保證人ト

連署シテ在學證ヲ差出スヘシ

但シ在學證用紙ハ必ス教務係ヨリ申受クヘシ

第九條 保證人ハ身元確實ニシテ東京市内ニ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子タルコトヲ要ス

第十條 疾病其他ノ事故アリテ退學セント欲スル者ハ必ス保證人連署ノ上校長ニ届出ツヘシ

第十一條 學業劣等意惰品行不良若クハ疾病等ニヨリ成業ノ見込ナキ者校規ニ背キ又ハ校命ヲ奉セサル者ハ退學ヲ命ス

第十二條 何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス引續キ三ヶ月以上闕席シ又ハ正當ノ事由ナク無届ニテ一ヶ月以上闕席シタル者ハ學籍ヨリ削除スヘシ

第十三條 學期ノ終ニ於テ卒業試験ヲ舉行シ及第者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十四條 各學科試験點數ハ百點ヲ滿點トシ各學科得點平均六十點ヲ及第トス

第十五條 學生入學ノ節ハ入學料トシテ金貳圓ヲ納ムヘシ

第十六條 授業料ハ一ヶ年分金參拾圓トス但シ月割金參圓ツ、分納スルモ妨ナシ

第十七條 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテニ會計係ニ納付シ之ト引替ニ聽講券ヲ受取ルヘシ

第十八條 本校生徒心得ハ別ニ之ヲ定ム

大正四年八月

東京市神田區錦町二丁目二番地

中央大學内

私立中央高等豫備校

校長 法學博士 奥田義人

大學豫科は大學部の豫備門にして高等普通學科を授くる所とす○在學者は徵兵令第十三條の特例を受け徵集を猶豫せられ卒業の後は一  
年志願兵たることを得○豫科學生は志望により中央高等豫備校の授  
業を聽講することを得へし

大正四年八月

中央大學豫科

19870543